**平成２５年（フ）第４２１６号**
大阪府八尾市宮町５丁目３番18号
破産者　ビクトこと　笹川　良二
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４７２７号**
大阪府箕面市箕面４丁目９番６―116号
破産者　野口　良子（旧姓待鳥）
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５１７８号**
大阪市都島区都島北通１丁目13番４―705号
破産者　中田　雄一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５７４５号**
奈良市学園赤松町3422番地の２　ビバリーヒル学園前Ｃ―106号
破産者　畑中　　剛
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５８８１号**
京都府相楽郡笠置町大字有市小字西ノ前27番地、前住所大阪府東大阪市岩田町１丁目３番13号　ＹＡＮＯ花園ハイツ107号
破産者　谷村　輝樹
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０４号**
大阪府茨木市駅前３丁目５番15号
破産者　中村　慶一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５４２号**
大阪市東住吉区鷹合４丁目20番14号
破産者　大島千加子（旧姓次田）
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５６３号**
大阪市平野区長吉長原１丁目１番13号　ネオロイヤルハイツ長吉出戸803、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番６―1201号
破産者　山本　浩二
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５６４号**
大阪市平野区長吉長原１丁目１番13号　ネオロイヤルハイツ長吉出戸803、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番６―1201号
破産者　山本　晶子
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７２３号**
大阪府高槻市真上町３丁目７番34号
破産者　山本　直樹
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８号**
神戸市東灘区魚崎中町２丁目３番19号　207号
破産者　尾﨑きよみ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０２号**
神戸市東灘区向洋町中１丁目４番地　123号棟303号室
破産者　萩原　　林
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１０７号**
兵庫県伊丹市森本１丁目８番地19　Ｋ―メゾンときめきケアハウス201号、前住所兵庫県伊丹市森本６丁目156番地齊藤方
破産者　大倉　八郎
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第１４号**
兵庫県伊丹市森本２丁目93番地１　レオパレスリヴァ―スクエア205号、前住所兵庫県伊丹市南野北３丁目11番20―321号
破産者　藤川　　聡
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第１５号**
兵庫県伊丹市南野北３丁目11番20―321号、前住所兵庫県宝塚市安倉南４丁目６番21号
破産者　藤川　雅美
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第２１号**
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目８番20号　南側、前住所兵庫県宝塚市鹿塩２丁目11番39号　１Ｂ
破産者　橋本　隆志（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第３７１号**
北九州市八幡東区帆柱１丁目１番30号
破産者　市川　信孝
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１９０号**
佐賀県佐賀市富士町大字古湯855番地
破産者　ファミリーストアーやまぐちこと　山口　晉弘
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３２８号**
広島県三原市和田２丁目28番25号、開始決定時の住所佐賀県佐賀市大財２丁目１番15号　グランピア大財1001号
破産者　中村　公司
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係